特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	令和6年度由布市住民税非課税世帯給付金及び低所得 者の子育て世帯への加算給付金に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、住民税非課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事務における特定個人ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシーの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和7年10月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	令和6年度由布市住民税非課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付金に関する事 務						
	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による市民の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して家会的な措置として、住民税非課税世帯に3万円の給付金及び低所得者の子一人						
②事務の概要	あたり2万円の給付金を支給する事務である。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) の規定に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個 人情報を取り扱う。						
③システムの名称	・非課税給付金支給情報システム・マイナンバー連携システム・中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
・支給対象者情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の135の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携 						
	<選択肢> 1) 実施する						
①実施の有無	[実施する] 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく命令第2条表の160の項及び同命令第162条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	福祉課						
②所属長の役職名	福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求						
請求先	総務課 〒879-5423 大分県由布市庄内町柿原302番地(TEL 097-582-1111)						
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ						
連絡先	福祉課 〒879-5423 大分県由布市庄内町柿原302番地(TEL 097-582-1111)						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6	令和6年12月13日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満	1	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関については、そ] れぞれ重点項目	2) 基礎3) 基礎3	項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び				
載されている。	載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+分であ	්ති]	2) 十分	力を入れている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ති]	2) 十分	力を入れている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	්රි]	2) 十分	力を入れている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			Ι]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	රේ]	2) 十分	力を入れている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネ _ジ	ットワークシステム	ムを通じた提供を除く。)	0]]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	2) 十分	力を入れている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(ノ	手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	්ති]	2) 十分	力を入れている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	න්]	2) 十分	力を入れている				

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。						

9. 監	査							
実施0)有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
10. 彼	10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者	台に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 責	も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優る対策	先度が高いと考えられ	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的 システムを通じて不正さい・滅失・毀損リスクへ	対策 「(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策				
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	取り扱う事務に従事する職員 い、未受講者に対しては再受 講じている。また、庁内で漏え	(会計年度職員を含む 講の機会を付与し、関い等のヒヤリハット事等 いる。これらの対策を	修を行っている。年度中において、特定個人情報を。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行係する全ての職員が研修を受講するための措置を 家が発生した際等には、再発防止策等の周知や、 講じていることから、従業者に対する教育・啓発は				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月23日	公表日	2025/3/10			R7/3/10付で公表した評価書のPDFが表紙のみだったため、表紙以外のPDFの評価書を改めて公表することによる。